

○名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年12月25日

条例第80号

注 令和7年7月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号、法第41条の2第1項各号並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業（以下「指定障害福祉サービスの事業等」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(人員、設備及び運営に関する基準等)

第2条 前条の基準等は、この条例に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21の定めるところによる。

(障害の特性に関する研修)

第3条 指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、従業者に対し、利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 短期入所又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

2 療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(令7条例53・一部改正)

(暴力団の排除)

第5条 指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利

することとならないようにしなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第13号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に名古屋市障害程度区分認定等審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第16条第2項の規定により、名古屋市障害支援区分認定等審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成30年条例第32号）抄

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第53号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。